

京都市内の文化財庭園における脆弱性の検証

An investigation vulnerability of cultural property gardens in Kyoto city to natural and man-made disasters

今江秀史

Hidefumi Imae

京都市文化財保護課 (〒606-8342 京都市左京区岡崎最勝寺町13番地京都会館内)
Specialist for cultural properties, Kyoto city, Cultural properties protection section

Many people have studied the vulnerability of cultural properties, such as buildings and art. But mysteriously until now, few if any people have been instead in the vulnerability of cultural property gardens. One would expect that concern for comprehensive analysis of the vulnerability of cultural properties would be common sense. So, it is surprising to kind that cultural property gardens have been neglected in this respect. One reason of this is that the general need of gardens for always repair and maintenance means that the vulnerability of gardens to damage by natural and man-made factors can be taken for granted by owner and gardeners. This paper present a point by point analysis of these values factors.

Key Words : *Cultural property gardens, Vulnerability, Maintenance, Kyoto city*

はじめに

文化財の防災に関する関心は、建造物や美術工芸品といった有形文化財を中心に高まる一方である。平成21年度からは、立命館大学歴史都市防災研究センターと日本庭園歴史遺産研究センターが中心となって、「庭園文化遺産防災研究」¹⁾が実施されている。史跡や名勝では、従来よりその構成要素である建物や工作物に対して防災設備が設置されるなどの対処はなされている²⁾。しかし、庭園文化遺産としての文化財庭園³⁾の脆弱性や防災についての学術的な検討は、管見によれば前例のない試みであると考えられる。

筆者は、前述の研究にアドバイザーとして参加しているが、誤解をおそれずにいうと、当初は文化財庭園の脆弱性や防災について考えるという発想が希薄であった。それは灯台下暗しというべきか、従来、文化財行政においては脆弱性や防災という観点で庭を捉える機会が少なかったからである。そこで本稿では、庭園学や造園学では従来希薄であった脆弱性という見方を通して、文化財庭園の特性を検証するものである。

1. 研究の目的と方法

本研究の目的は、京都市内に位置する文化財庭園を事例とした庭の脆弱性の顕在化と特性の分析である。平成22年4月現在で京都市内における行政が指定・登録する文化財庭園は、国指定が44件、府指定が1件、市の指定が29件、市の登録が3件である⁴⁾。これまで文化財庭園の脆弱性に関する研究は、保存管理を中心として検討されてきたという側面がある。それは偏に庭の保存管理が単なる現状の維持ではなく、庭の存立に欠かせない重要事項であることによる。一般には知られていないが、「庭は、作っただけでは作ったことにならない」⁵⁾なのであって、保存管理はいうなれば永続的な創作活動の一環でもある。そのような特殊な事情が結果として、庭の脆弱性に関する体系的な検証の必然性を希薄にしていたと推察される。

庭の保存管理に関する先行研究には、『庭園入門講座4 剪定・生垣・庭樹各論』⁶⁾、『図解 庭木・花木の整姿・剪定』⁷⁾、『庭園学講座IV 庭園の管理と病虫害』⁸⁾などがある。また文化財庭園の保護について言及

した先行事例としては、「月刊文化財（511号）」⁹⁾や『庭園学講座X 文化財庭園の保存管理技術』¹⁰⁾、「特集 東京都の文化財庭園における取り組み」¹¹⁾、「文部科学省補助金「研究成果公開促進費」研究成果公開発表(B)『文化財の保存と修復- 伝統ってなに?』」¹²⁾、「平成19年度日本庭園学会関西大会シンポジウム「文化財庭園の整備・維持管理の表現」」¹³⁾等がある。

研究の方法は以下の通りである。まず最初に、文化財庭園において脆弱と判断される具体的な事例を列記し、実態把握を行う。次に、従来庭園学や造園学において考察が深められてきた庭の保存管理と庭の脆弱性の関連性について考察を行う。最後に、京都市内における文化財保護の実態に即して文化財庭園の脆弱性についての分析を行う。なお、本研究は文化財庭園の脆弱性に関する指標の提示を目的とするものではない。

2. 文化財庭園において脆弱とみられる事項の枚举

周知の通り、庭における維持管理は必要不可欠なものであり、それは文化財庭園における保存管理と同様である。その真意は、「庭園は作庭が四分で、維持管理が六分である」¹⁴⁾という格言に如実に示されており、維持管理を含む保存管理は、庭の存続を可能とする前提事項といってもよい。見方を変えると維持管理の必要性は、そもそも庭が脆弱性を抱えていることの裏返しであることを示唆している。それはつまり、庭の存続に係る維持管理と庭の脆弱性は表裏の一体の関係であり、庭に携わる人にとってはあえて口に出さなくとも、脆弱性が常に念頭に置かれているものと考えられる。

そこで、本研究の方法は以下の通りとする。維持管理で想定されている範囲の庭の脆弱性に関して、京都市内の文化財庭園における保存管理の実例を紙面の許す限り枚举し、その傾向と特性を分析する。なお、脆弱性の枚举にあたっては、便宜上、項目を環境と人為に二分し、庭の毀損や荒廃の具体例を掲載する。

(1) 環境

自然環境内にある庭は、その秩序の影響のもと人の手によって庭としての秩序が保たれている。それは、「自然の樹木では好条件の下にある強い木が弱者を淘汰する一方で、常に新しい生命が生まれ育ちつつある。つまり新陳代謝によって、樹林全体として動的なバランスが保たれている」のに対して「庭園のなかではすべての樹林が共存してもらわなくては困る」¹⁵⁾ことから知られる。つまり庭の毀損・荒廃は、双方の秩序の均衡が崩れたときに生じるとみられ、その頻度が高い現象こそが庭の脆弱性を示すと考えられる。但し、その事例には枚举の違がないため、本項では庭に携わる人々においてよく知られている事例を取り上げる。

a) 雨

水圧は、工業製品の加工に使われることがあるほど強力であり、場合によっては雨水にも強力な力が生まれる。京都市外の事例として、平成21年7月の山口県豪雨災害において名勝毛利氏庭園（山口県防府市）の地下水路が壊れ、地表の一部が陥没した被害は記憶に新しい¹⁶⁾。

時に雨水は、園内の築山の地被植物を洗い流して地山を穿鑿したり池や流れの水を溢れさせたりする。一旦、築山が穿鑿されると水道（みずみち）や窪みができ、そこから築山の毀損が進行する。庭では、園路が排水路を兼ねている場合があり、正常時は一旦築山で受けた雨水が園路に流れ込み、園池や雨水桝などに排水されている。もし雨水によって築山が穿鑿されると、地被植物と泥土が削り取られ園路や池に堆積するため、その除去を怠ると、果てには園路の輪郭が不明瞭になり池は埋没してしまう。

豪雨の際、池の排水能力の限界を越え、池の水位が高まると、雨水は護岸石組の裏側へ溢れてしまいその基盤を痛めてしまう。また、急激な雨水の増加により流水がはやまると、時として護岸石組の石と石の間に詰められた粘土やモルタルが剥がれ、池の水が護岸内部に浸透し、護岸石組の崩壊を誘発することがある。

以上のように降雨は、多いと庭の毀損を招き、逆に少ないと地被植物や植栽植物が弱らせ、場合によっては枯死に至ることさえある。どれほど散水をしたとしても、庭は渇水に対して極めて脆弱である。

b) 風

風力は、時として自動車を巻き上げ家屋をなぎ倒すことがあるほど強力である。庭の風による被害は、建造物・工作物・点景物の倒壊並びに樹木の枝折れや転倒の誘発などが想定される。

具体的な事例としては、特別史跡及び特別名勝醍醐寺三宝院庭園において、平成19年9月に敷地南側の築山中腹に植わっていたシイノキが園池側に転倒した。この時、倒木したシイノキが園池内に設けられた岩島に直撃し、その一部が損傷した。関連事項としては、平成10年9月、奈良県の室生寺五重塔が台風7号の影響

で倒れたスギの大木によって損傷した後、国宝・重要文化財周辺の樹木伐採が促進されたが、京都市指定名勝正伝寺庭園などの文化財庭園の一部でも関連して植栽樹木が伐採されることになった。

クスノキなど枝葉の湾曲に対して粘りがない樹木や古木の場合、強風により生の枝葉が段階なくいきなり折れ落下する場合や、ひどい時には生木（なまき）でも倒木することもある。また、どのような種類の植栽樹木でも、植栽密度が高く枝葉が密生し、樹冠¹⁷⁾内部に十分射光が及ばない場合は、中枝が枯れる可能性がある。それらの枯枝が他の枝葉に引っ掛かりながら段階的に落下するおそれがある。したがって、保存管理では日常的な見廻りで危険箇所を確認し、状況を見計らって枝葉の剪定・除去が行われている。

c) 雪・霜

冬季の降雪時、まずもって脆弱性を呈するのが植栽樹木の樹枝である。積雪の重みは、時として植栽樹木を幹ごと折ったり転倒させたりする。京都市内ではみられないが、石川県金沢市の特別名勝兼六園など豪雪地帯にある庭では、積雪による枝折れや樹形の乱れを防ぐために、雪囲いや雪吊り¹⁸⁾などを行うことがある。

また同じく冬の風物詩と知られ、特別史跡及び特別名勝二条城二之丸庭園などでみられるソテツの防寒養生¹⁹⁾は、樹種の環境特性に応じた保護の措置である。また、京都市指定名勝官休庵（武者小路千家）庭園などの露地では、寒冷期にコケ類が霜によって痛んだり地山から剥離したりしないよう敷松葉²⁰⁾が施されることがある。近年は冬季が温暖であることが多かったため、霜による被害は顕著ではないが、平成22年2月から3月の京都市内は霜が降りる日が数度あった。その具体例として京都市指定名所白河院庭園では、園池護岸沿いの築山の表面が霜柱によるひび割れている状態が確認された。

上記の保存管理の内容から勘案すると、主として文化財庭園の雪・霜による脆弱性は、植栽樹木や地被植栽の冷気による被害、積雪による植栽樹木の枝葉や幹の毀損、霜による築山表面の毀損などがある。

d) 植栽樹木の生長

一部の事例を除いて、植栽樹木は庭に無くてはならない構成物である。来訪者が季節感や自然の息吹を感じることができる植栽樹木のまともな生長は、自然林とは異なる風趣を醸し出す庭の特徴ともいえる。その植栽樹木の枝葉は、毎年の維持管理において一定剪定により抑制されるが、根茎の生育は意外と見落とされがちである。植栽樹木の根茎を放置しておく、根上りによって築山の表面が荒らされ、根の力で石積みが孕むなど、いつの間にか庭は崩壊に導かれる。また、ササやコケなどの地被植物も細やかに手入れをしておかなければ、築山と園路との縁を不明瞭とし、景石や護岸を被覆するなど、庭の地割を著しく変貌させてしまう可能性がある。こうした毀損は、どのような文化財庭園でも起こり得る。

e) 動物・昆虫

自然環境と何も隔たりなく地続きの庭には、多種多様な動物や昆虫が訪れる。その中には、庭に悪影響を及ぼすものがある。コイなど園池で飼育されている魚や、河川等を伝って流入したアメリカザリガニは、護岸石組みの間詰めを穿鑿し、崩壊を助長することがある。また、山沿いに位置する庭では、イノシシやシカが園内に侵入し、築山や園路を掘り返したり、植物の新芽に被害をもたらせることがある。また、近年のマツ枯れやナラ枯れは昆虫に起因する被害である。植栽樹木の病虫害による被害自体は恒常的であるため、たいていの場合、多様な対処方法によって迅速に処置される。

f) 地震

庭の地震による被害は、建築物・工作物の倒壊、護岸石組みや景石の緩み、燈籠など点景物の転倒などが想定される。地震による護岸石組みや景石の緩みは、実際どの程度生じているのかの判別が難しい。醍醐寺三宝院庭園の護岸石組は、平成8年に大きく転倒したという。それは平成7年(1995)1月の阪神大震災の1年後であり、直接の因果関係は不明であるが、転倒を誘発した可能性は否定できない。後述するように、護岸石組の応急処置が頻繁に行われていれば、地震によって大きな被害が出ることは考えにくい。よって地震は、すでに荒廃・毀損した状態の庭に大きな被害を与える契機となる災害として位置づけられる。

g) まとめ

保存管理の事例を通して、環境面から庭の脆弱性をみると、自然の秩序と人の手による秩序のせめぎ合いを顕著に読み取ることができる。自然と人為を対立関係とした場合、維持管理は自然の秩序への対抗策と解釈され、ともすれば受動的なお決まりの作業とみなされてしまうが、冒頭で述べたように保存管理は、能動的に行われる永続的な創作活動である。庭に携わる人々にとって自然の秩序との兼ね合いは、前提として受容されている。すなわち想像を絶する規模の自然災害が生じない限り、庭の脆弱性は保存管理において予め想定されており、常日頃からことあるごとに対処がなされているのである²¹⁾。

(2) 人為

総合して学術的な議論の俎上に上がる機会が希であるが、故意であるなしに係らず人災が庭の保存に深刻な影響を及ぼすことは多い。それらは、庭を運用する上で直接支障を被ることから、常日頃より庭に携わる人々の関心のなかにあるとみられる。しかし、容易には対処できない大事であるがゆえ、未解決のまま放置されていることも少なくない。本項では、文化財庭園で生じる可能性がある人災の一部を枚挙する。

a) 維持管理の停滞

京都市内の気候風土における植栽樹木の生長は極めて早い。それは、「明治維新後の百年あまりの間に京都御苑で現在みられるような大樹林が形成された事実」²²⁾が証明している。これは逆説的に毎年の維持管理を怠ると樹木や雑草がうっそうと生い茂り、足の踏み場もなくなってしまうだけでなく、庭の地割²³⁾や建物と植栽樹木との間に「スケールギャップ」²⁴⁾が生じる。そうなると来訪者に違和感を与え、さらには庭としての調和・統合が損なわれることになる。

仮に長期間、文化財庭園の掃除や除草を怠ると、地割は落葉や砂埃などによってまんべんなく埋没し、元来の形状が失われる。京都市指定名勝立本寺庭園では、長年の蓄積により広い範囲で5-6cmの堆積土が確認された²⁵⁾。また、実生の樹木や地被植物が生長し我が物顔で居座るようになると、庭は自律した秩序から自然の秩序に大きく偏り、維持管理を再開しても、本来の庭と異なった状態から逃れることはできない。

b) 造り替え

岡本太郎は、庭について「すべての古典の中で、おそらく庭ほど時代に堪える、と同時にまたその流れにしたがって貌を変えているものはないでしょう」²⁶⁾と述べている。庭の形状の移り変わりは、自然の秩序による経年変化に加え人為的な造り替えによるものもある。事実、京都市指定名勝知恩院方丈庭園は、少なくとも過去3度の作り替えを経ていることが、考古学的調査で明らかになっている²⁷⁾。後世の造り替えを「時代の感性や個人の美意識の挿入」²⁸⁾と考えれば、庭には、時代の趣向にしたがって形状を変えることにより、存続を可能にしてきたという強かさがあると解釈することもできよう。

その一方で文化財庭園の場合、造り替えは現状変更²⁹⁾としてみなされる。すなわち文化財に指定・登録される以前の造り替えは、一定の範囲なら歴史の蓄積として許容されようが、指定・登録以降は認められざる行為である。それにも関わらず、文化財庭園を一般の庭と同一視し、新たに手が加えられてしまうことが現実としてある。それは表面化されていないだけで、文化財価値が著しく損なわれている可能性がある。

c) 過度な恒常維持管理

毎年の維持管理は、綿密に行うほど良好に庭が保護できるというように思われそうだが、過度な維持管理は大きな毀損を招くことがある。その代表的な事例が、浚渫による池底の穿掘である。平成21年度実施の京都市指定名勝光雲寺庭園の園池護岸修理では、考古学的調査と現地観察を元に考察したところ、池底がほぼ全域にわたっておよそ20-25cm削平されていることが明らかになった。その理由は、後世コイを飼育するために水深を確保する必要が生じたとも推測できるが、過剰な浚渫による可能性は十分考えられる。

その他、過度な散水や清掃によって地割りや築山が削平されることもよくあり、そのような毀損は、特に露地など頻繁に利用される庭でみられる傾向がある。

d) 庭の仕組みの未理解

庭の成立事情もしくはその来歴を知らないまま、調査もせずに修理に取りかかれば、結果として思いがけない毀損を招くことがある。平成17年度実施の京都市指定名勝並河家庭園の修理では、マツの根上りに伴って傾斜した飛石の調整が行われた。その際、あろうことか庭師が飛石を大きく取り上げ³⁰⁾、さらにその下部を掘削した上で飛石が据え直された。工事の数日後、所有者より当該の飛石付近から水が滲み出したとの通報を受け、立会調査を行った。すると、飛石の直下に埋設されていた、小滝に導水するためのモルタルと加工石で包まれた銅板製の水道管が衝撃によって破壊されていることが判明した。その後、水道管の構造を調査した上で復原修理を行い事なきを得たが、恒常維持管理の断絶などの理由で庭の仕組みが理解されていないと、思わぬ毀損が生じかねないのである。

e) 火事

庭の火事による被害は、主に建築物・工作物・植栽などの消失が想定される。火事は自然災害と人為災害の両面の可能性があるが、ここでは人為的な事項として取り上げるものとする。文化財庭園における火事の被害は、よく知られる所では、特別史跡及び特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園における金閣の焼失がある。近

年の例では平成21年3月31日に、名勝白沙村莊庭園において茶室（倚翠亭・憩寂庵）がほぼ全焼した³¹⁾。建造物自体に高い文化財価値が認められる場合は、建造物として保護の措置が図られるが、そうではない建物や工作物については防災の措置が不十分なことがある。

木造建造物の場合、火事に遭遇すればその大きさによっては姿形が完全に失われる。それに対して庭は、火事に遭遇しても築山や護岸石組・飛石といった地割が焼け残ったおかげで、一定姿形を保持したまま存続している事例がある。史跡及び特別名勝天龍寺庭園の場合、方丈が数度にわたり罹災しているが、庭園は焼け残り、一部改修されたのが現状の庭といわれている。京都市指定名勝壬生寺庭園は、享保20年(1735)に刊行された『築山庭造伝』に鳥瞰図が描かれ、安永9年(1780)刊行の『都名所図会』に当時の境内の様子が描かれている。壬生寺の堂塔伽藍は、天明8年(1788)のいわゆる天明の大火により全焼しており、庭も何らかの影響を受けたとみられるが、『築山庭造伝』の描写をみる限り、地割りが残されたまま文化期の本堂再建時に整備されたものと考えられる³²⁾。名勝藪内燕庵を擁する千家五家の一つ藪内家は、元治元年(1864)に蛤御門の兵火で、当時の建物は焼失した。しかしながら露地の地割だけは焼け残ったため、その後の再興時に、復原修理されて現在に至る³³⁾。

以上みてきたように、庭は火災に遭遇してもそのままの地割で復原が可能な場合がある。これは、防災という観点では、美術工芸品や建造物と比べて大きく異なる性質である。それは、庭の火事に対する耐性とみることでもできるが、建築物・構築物の消失により、庭に変質がもたらされる場合がある。一例をあげると、壬生寺庭園の場合、現在は、書院の真南側に位置し、自ずと主景も北から南という軸に設定されているが、景石や護岸石組の表情をみる限り、本来の主景は北東から南西側に軸線があったと推察される。また、『都名所図会』の描写などに基けば、壬生寺庭園は元来中心伽藍の内部に設けられたものではなかったが、後世、庭の周囲に堂塔伽藍が巡らされたことで、庭の性質が激変したとみられる。罹災した庭と建物の関係や見方は、歴史的経緯を知らなければ、誤解を招くという弊害がある。

f) 公開

京都市内には一般に公開されている多くの文化財庭園がある。庭の公開は来訪者の心情としては望ましいことであるが、公開が毀損・荒廃を誘引することも珍しくない。まず庭を一般公開するにあたっては、人止め柵や結界が付加され、場合によっては動線が変更されるなど一定の改変が伴う。作庭時に想定されていた数と服装の人々が庭を訪れると、園路は踏圧によって締め固められ、革靴やハイヒールなどで敷砂利は蹴り飛ばされ、人止め柵を越える撮影者や横並びをする人々の歩みによって築山と園路の際は踏み削られる。その結果、敷砂利が繰り返し追加されて園路の嵩は高くなり³⁴⁾、じわりじわりと園路幅は拡幅して、最終的に旧来の地割りが失われていく。こうした毀損・荒廃は、時間をかけて進行するため表面化しにくい。

g) 建造物の防災施設の付加

特別史跡及び特別名勝慈照寺（銀閣寺）庭園と観音堂（銀閣）の関係のように、国宝・重要文化財などに指定された建造物が文化財庭園内に位置することは少なくない。そのような場合、建造物の防災設備の設置に伴う掘削によって庭が改変されることがある。平成20年度、西本願寺の名勝滴翠園内にある国宝飛雲閣の防災設備の設置にあたって、園路に自立式の放水銃と格納庫が埋設された³⁵⁾。その際、格納庫の蓋の表面は砂利で覆われたが、足下の感触として格納庫の空洞が気になり、やはり見た目にも違和感が感じられるようになった。国宝を罹災から守る為には、庭の一部が改変されることはやむを得ないという意見もあるかもしれないが、防災設備の設置により、庭の調和が乱されているのも事実である。よって文化財庭園と建造物の価値の双方を尊重し、両立していく仕組みづくりが求められる。

h) 都市開発

庭は環境に依存している。平安京以来、主として都市の中に築かれてきた京都市内の文化財庭園は、都市開発の多大な影響を受けてきた。環境と庭との分ち難い関係性を示す代表的な例として、湧水の枯渇と景観の阻害がある。京都市指定名勝鴨脚家庭園は、唯一現存する下鴨神社の社家の遺構であり、高低差のあるすり鉢状の池への給水は湧水であった。旧来その湧水量は、水深約5メートルの池を満杯にするほど豊富であったが、今では池底に僅か水面が顔をのぞかせているだけである。もともと鴨脚家庭園の池は、近接する鴨川の河床の上下によって水面が変化していたという。そのことを勘案すると、昭和9年の室戸台風の被害を受けた近接する鴨川の河床の切り下げに起因し、湧水の水位も低下したのではないかと考えられる³⁶⁾。

東本願寺の所管する名勝涉成園は、その東側に通る河原町通という幹線道路に近接している。かつて周辺の都市計画における用途地区規制は厳しくなかったため、現状ではホテルなどの中層の建物が林立しており、

庭からの眺めに支障を来している。同様の例は、今出川通と丸太町通という幹線道路に隣接する名勝清風荘庭園などでもみられる。

都市開発という大きな枠組みに関する脆弱性は、個々の文化財庭園の保護という範疇では解決しようがなく、それでいて庭の仕組みや価値に直接関係するため、かなり深刻な問題といえる。

i) まとめ

人災は、加害者側の法令遵守を含めた文化財の取り扱いに対する理解不足を理由に起こることが多い。また景観の阻害や湧水の枯渇などは、庭単体の保護の範疇を越えた都市全体を巻き込む問題である。先述の環境面における庭の脆弱性は、保存管理において予め想定されているが、人災は社会・経済的な事項であるため予測と対処が極めて困難である。つまり有り体にいえば、文化財庭園は人災に対して極めて脆弱といえる。

3. 考察

(1) 文化財庭園における脆弱性の特徴

大多数の庭は風雨に晒される露天に展開している。日々生長する樹木や経年により風化する石や砂・土、そして変幻自在な水などから成立している庭は、一旦の完成をみてもその後放置していれば、植栽樹木は不揃いとなり地割の輪郭が曖昧になって、次第に庭の形状は見失われるであろう。庭は高度に調和・統合された場所であるため、毀損も調和した状態で進行する。それゆえ、被害が顕在化しにくいという側面がある。

もし文化財の脆弱性を形状を安定して保持できないことと定義すれば、文化財庭園は先天的に脆弱性を抱えた存在といえるかもしれない。しかも庭の脆弱性は形状だけではなく、来訪者の庭に対する認識においても見出すことができる。例えばどのような立派な庭でも、長期間放置して背丈ほどの雑草が生い茂って、さらに落ち葉が堆積し、庭木が何の制約もなく枝葉を伸長させてしまえば、一部の専門家を除けば、その場が庭であることを判別できなくなるという事態もあり得よう。

そうなると見た目として庭はもはや庭ではなくなるのであり、それを防ぐためには手厚い保護が必要となる。すなわち、弛みない除草や清掃・剪定が来訪者の庭に対する判別を根底で支えている。庭は、絶えず人の手を借りなければ、それとして呈をなさないものであり、さらに自然災害と人災が累積すれば、最終的には庭の原型が失われ復元が不可能になりかねない。それらのことを念頭におけば、庭の著しく脆弱な性質が改めて鮮明になってくる。

ただし脆弱性は、一方で庭の持続的な創作活動の素地というべき特性でもある。時代の変化や要望と歩調を合わせて存続できれば、一部の形状は変化しても、少なくとも破壊からは逃れることができ、復元の余地も残される。そのような見方をすれば、庭にとっての脆弱性は必ずしも負の要因だけではない。つまるところ、文化財庭園の脆弱性と建造物や美術工芸品などの脆弱性は、性質が異なるのである。はかなくて繊細、それでいて強い耐性をもつ、それが文化財庭園の本性といえるのではないか。

(2) 文化財庭園の保存管理と脆弱性の折り合い

これまで、保存管理の視点から庭の脆弱性を項目ごとに枚挙してきた。それによって文化財庭園の脆弱性が多種多様であることが明らかになってきたが、実際の荒廃や毀損に至る過程は多層かつ複雑である。仮に突発的な自然災害により護岸石組が崩落した場合、直接の原因は地震と診断されても、根茎の肥大や維持管理の停滞など毀損を誘発する潜在的な要因³⁷⁾は複数あることが多い。つまり庭の脆弱性は、毀損・荒廃と関連する複数の事項を関連づけて検討する必要がある。

庭は、過保護で人の手を煩わせるものと受け取られがちである。しかしその一方で視点を変えれば周辺の貯水・防火・防風の機能を担い、目立たぬ所で生活環境を守っているという側面がある。いわば持ちつ持たれつの関係が人と庭との間柄であり、その繋がりを持続させているのが他ならぬ保存管理なのである。

文化財庭園の保存管理は、大きく恒常維持管理・緊急修理・定期修理の3つに分類することができる³⁸⁾。恒常維持管理とは毎年決まって行われる行為のことであり、緊急修理とは恒常維持管理では補うことができない小規模な毀損・荒廃箇所に対する修理をいう。定期修理とは、緊急修理では補うことができない長期間蓄積した大規模な毀損・荒廃を解消するための抜本的な修理のことである。

行政が指定・登録する文化財庭園の保存管理は、半永続的な保護が前提とされるため、長期的な対応と計画が可能となる。おおよそ保存管理の周期は、恒常維持管理を基本として、不定期で断続的な緊急修理と、

周期が極めて長い定期修理の3種が、同時進行で交互に行われるものと考えることができる。以上のような保存管理の体制を前提にすれば、庭の脆弱性は一定の範囲では織り込み済みの事項であって、庭の脆弱な点は、庭師（文化財庭園保存管理技術者）によって常日頃から想定され対処されている。

たしかに特性としての庭の脆弱性に対応する方途は、保存管理の範囲で許容されている。たいていの毀損や荒廃については、恒常維持管理や緊急修理の範疇で対処することが可能な場合が多い。しかしながら、恒常維持管理や通常の緊急修理で想定される以上の毀損や荒廃は、期間が長く資金も多く投入できる定期修理で解消されることになる。その中には、前章で述べたような自然災害や人災に起因した毀損や荒廃も含まれている。そのように想定はできても時期や規模を事前に想定することのできない毀損や荒廃は、あらかじめ織り込み済みの保存管理の範囲とは一線を画している。それこそが防災の危機管理の対象となるべき事項であると考えられる。なお、先述の織り込み済みの保存管理は、保存管理計画報告書という形で可視化され、実際の保存管理の補助や支援の手段として用いられている³⁹⁾。

4. 結論

文化財庭園の脆弱性は多岐にわたり、その内容は複雑かつ多様である。常日頃から露天に晒され環境による影響をもろに受け続けている庭は、いわば先天的に脆弱性を抱えている。そのような性質を持つがゆえ、日々生じる小規模の毀損に対しては、多くの場合、個々の庭にて伝統的に作り上げられてきた保存管理体制のなかで対処することが可能となっている。保存管理の範囲で対処できる文化財庭園の脆弱性は、主として環境面であり、毀損・荒廃の状態と規模に応じて、適宜、恒常維持管理・緊急修理・定期修理といった3つの周期に整理された上で実施される。つまり文化財庭園は、脆弱性に呼応して日常的に保存管理をする体制が確立しているという点で、他の文化財分野と比しても綿密で弛まぬ保護の元にあると考えられる。

一方、保存管理の範囲外の脆弱性として人災があり、一部は緊急修理や定期修理で対応できるものの、給水の断絶や借景の阻害など庭単体の保護の範疇を越えた事項に関しては、事実上対処が不可能である場合もある。人災による毀損は、小規模なものでも累積して複合すれば、地震や台風などの自然災害を引き金に甚大な被害を及ぼす可能性もある。このように人災に対して滅法に脆弱な庭だが、建造物や美術工芸品等では最も恐れられる火事に対しては一部において耐性があるなど、強さとしなやかさも備わっている。

以上のように文化財庭園の脆弱性は、保存管理の範囲で対処できる環境に起因する事項と人災に係る事項に大別でき、それらが絡まり合うことで複雑かつ多様な毀損や荒廃が日々生じていると考えられる。

おわりに

文化財庭園の保存管理は、社会と経済基盤が安定していれば水が高い所から低い所へ流れるように行われる。そのあまりに自然な態度が、文化財庭園の脆弱性を客観的に扱うことを困難にさせていた。さらに、日々迫り来る複雑かつ多種多様な保存管理の対応に追われて、毀損・荒廃の記録が不徹底となり、結果として脆弱性の検証と探求をも困難にさせていた。文化財庭園の脆弱性を真の意味で検証していくためには、庭に携わる者の一層の自覚は無論のこと、定期的な実測調査や毎木調査、修理報告書・保存管理計画報告書の作成など記録の費用対効果に対する社会的な理解が不可欠と思われる。

謝辞：本稿は、筆者がこれまで文化財庭園の保護において係った全ての所有者・保存管理技術者・設計者・学識者等の方々の協力なしには成立し得ませんでした。特に執筆の機会を与えて下さった、立命館大学歴史都市防災研究センターの山崎正史教授・板谷直子准教授、京都造形芸術大学の仲隆裕教授には多大なるご支援を頂きました。この場を借りて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

参考文献

- 1) 学校法人瓜生山学園京都造形芸術大学 日本庭園歴史遺産研究センター：平成21年度 文化遺産庭園防災調査研究業務研究報告書（未公開），2010。
- 2) 「史跡等防災施設費国庫補助要項（文化庁長官裁定, 昭和54年5月1日）」を参照。

- 3) 尼崎博正によると文化財庭園とは、「国の名勝に指定されている庭園、桂離宮など宮内庁管理の庭園、各地方公共団体において名勝指定されている庭園、およびそれに準ずる庭園」をいう。京都造形芸術大学 日本庭園研究センター：庭園学講座X 文化財庭園の保存管理技術, pp. 1, 2003.
- 4) 京都府教育委員会編：京都府文化財総合目録, 財団法人京都文化財団, 2009. を参照のこと。なお、平成22年4月に京都市指定名勝に「角屋の庭」が追加されている。
- 5) 中村一・尼崎博正：風景をつくるー現代の造園と伝統的日本庭園, 昭和堂, 2001, pp. 337.
- 6) 上原敬二：庭園入門講座 剪定・生垣・庭樹各論, 加島出版, 2000.
- 7) 石川格：図解 庭木・花木の整姿・剪定, 誠文堂新光社, 1965.
- 8) 京都芸術短期大学／京都造形芸術大学 日本庭園研究センター編：庭園学講座IV 庭園の管理と病虫害, 1994.
- 9) 文化庁文化財部監修「月刊文化財（511号）」, 第一法規株式会社, 2006.
- 10) 京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター編：庭園学講座X 文化財庭園の保存管理技術, 2003.
- 11) 東京都教育庁生涯学習スポーツ部計画課：特集 東京都の文化財庭園における取り組み：文化財の保護 第38号, 2006.
- 12) 文化財保存修復学会編：文化財の保存と修復7 伝統って何, クバプロ, 2005, pp. 104.
- 13) 日本庭園学会：日本庭園学会誌 20号, 2009, pp. 35-46.
- 14) 中村一・尼崎博正：前掲書, pp. 337.
- 15) 中村一・尼崎博正：前掲書, pp. 341.
- 16) 山陽新聞, 平成21年7月30日の記事を参照.
- 17) 樹形を形成する主要部分であり、枝の分枝と分布によって形づくられる外郭線に囲まれた部分。樹冠の大きさ、形は枝の分岐角と枝の長さによって定まる。東京農業大学造園学科編：造園用語辞典, 彰国社, 1985, pp. 246.
- 18) 東京農業大学造園学科編：前掲書, pp. 503.
- 19) ソテツは、南方系の植物であるため寒さに対して脆弱であるため、幹周りに菰（こも）や藁による防寒養生がなされることが多い。
- 20) 井口海仙・末宗廣・永島福太郎監修：新版 茶道大辞典, 淡交社, 2010, pp. 519.
- 21) そのためか、環境面における毀損・荒廃についての記録・報告が表面化することは少ない。
- 22) 中村一・尼崎博正：前掲書, pp. 338.
- 23) 「庭園の敷地の各部分の用途やデザインを決める図上での平面計画、あるいはその計画に基づいて施工された各部の平面的な配置。」小野健吉：岩波日本庭園辞典, 岩波書店, 2003, pp. 152.
- 24) 中村一・尼崎博正：前掲書, pp. 338-339.
- 25) 読売新聞, 平成21年4月27日の記事を参照.
- 26) 岡本太郎：日本の伝統, 光文社文庫, 2005, 152.
- 27) 京都新聞, 平成19年1月22日の記事を参照.
- 28) 中村一・尼崎博正：前掲書, pp. 269.
- 29) 「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。（後略）」文化財保護法第125条第1項.
- 30) 文化財庭園において地割りは、極めて重要な位置づけにあるため、容易に取り上げたり動かすことは厳禁である。
- 31) 読売新聞, 平成21年3月31日（夕刊）の記事を参照.
- 32) 今江秀史：京都市指定名勝壬生寺庭園鑑賞の手引き（パンフレット）, 京都市文化観光資源保護財団, 2008.
- 33) 藪内紹智監修、財団法人藪内燕庵：藪内家の茶道, 古儀茶道藪内流竹風会, 2008, pp. 90-91.
- 34) 宗教法人本願寺：本願寺防災施設工事・発掘調査報告書, 2009, pp. 14-17.
- 35) 宗教法人本願寺：名勝滴翠園記念物保存修理事業報告書, 2009, pp. 192.
- 36) 今江秀史：京都市指定名勝鴨脚家庭園鑑賞の手引き（パンフレット）, 京都市文化観光資源保護財団, 2007.
- 37) 学校法人瓜生山学園京都造形芸術大学 日本庭園歴史遺産研究センター：前掲書, 2010, pp. 13.
- 38) 日本庭園学会関西支部：平成21年度 日本庭園学会 関西支部関西研究会 第2回文化財庭園部会資料集 「文化財庭園保存管理ハンドブックの作成」, 2009.
- 39) 日本庭園学会関西支部：平成20年度 日本庭園学会 関西支部関西研究会 第1回文化財庭園部会資料集 「文化財庭園の保護に関する諸問題」, 2009, pp. 14-17.